

重要事項説明書（訪問看護サービス） 2024 年 10 月 1 日 改訂

ご利用者に対する訪問看護サービス提供にあたり、事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業所概要

事業所名称	独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター附属訪問看護ステーション
指定番号	下関市指定 3560190195
所在地	山口県下関市新地西町4番1号
電話番号	083-250-7116
開設年月日	平成23年6月1日

2、利用事業所

事業の種類	指定訪問看護事業所
事業の目的	ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的として、医師の指示のもとに、看護師が、定期的にご利用者の居宅を訪問し、利用者の意思および人格を尊重した適切な訪問看護サービスを提供します。 提供するサービスの第三者評価の実施はありません。
管理者名	小池 千也子（保健師）
事業所の運営方針	○独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター附属訪問看護ステーション（以下事業所）の看護師は訪問看護を必要とする人の尊厳を守り、その人らしく過ごせる様に個々に応じた看護サービスの提供に努めるものとする。 ○事業の実施にあたっては、主治医との連絡、居宅支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ○常に最新の医療について学ぶ姿勢を持ち、訪問看護に必要な知識・技術・人間性を磨き必要な訪問看護の提供が行えるように、事業体制の整備に努めるものとする。

3、営業日および営業時間

営業日	通常、月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとする
上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時の対応ができる体制です。	

4、職員の配置状況および職務の内容

職種	員数	区分				
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			保健師1名、看護職員兼務
看護職員	5	4	1			看護師4名、管理者兼務1名
事務職員				1		

職務の内容

- 1、管理者（常勤1名）は、看護やサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行い、併せて、適切な訪問看護を提供できるよう、従業者に運営に関する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の業務に従事することができるものとする。
- 2、看護職員 訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し訪問を担当する。但し准看護師を除く。
- 3、事務職員 事務所の運営に必要な給付及び事務を担当する。

5、事業の実施地域

実施地域	本庁・彦島・長府・川中・勝山地区（離島は除く）とする。但し、相談には応じます。
------	---

6、指定訪問看護内容

- 1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- 2) 清潔保持・食事および排泄等療養生活支援
- 3) 褥瘡の予防・処置
- 4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- 5) ターミナル期の看護
- 6) 認知症・精神障害者の看護
- 7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- 8) カテーテル等の管理
- 9) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- 10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- 11) 住宅改修の相談・指導

7、利用料

【介護保険をご利用の方】

(単位)

地域区分割合	その他 0% 地域区分のその他は0%で1単位=10円				
訪問看護費 (単位)	サービス内容 /提供時間	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
	訪問看護サービス	314	471	823	1128
	介護予防訪問看護	303	451	794	1090
加算	緊急時訪問看護加算Ⅱ 同意：ありなし			1月につき	574
	特別管理加算			特別管理加算（Ⅰ）	500
				特別管理加算（Ⅱ）	250
	長時間訪問看護加算			1回につき	300
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）同意：ありなし			30分未満	254
				30分以上	402
	夜間加算（18:00～22:00） 早朝加算（6:00～8:00）			25/100相当の加算	
	深夜加算（22:00～6:00）			50/100相当の加算	
	ターミナルケア加算 同意：ありなし			*要支援は除く	2500
	初回加算（Ⅰ）			1月につき	350
初回加算（Ⅱ）			1月につき	300	
退院時共同指導加算			1回につき	600	

備考

- ※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書を含む。以下同じ。）およびサービス内容説明書に明記されたものとなります。
- ※ 加算については、ご利用者同意のうえ、保険割合に応じた負担金があります。
- ※ 衛生材料費等については、ご利用者のご負担になるものもございます。
- ※ 介護保険支給限度額を超えた場合は、ご利用者の10割負担となります。

【介護保険の加算】

緊急時訪問看護加算Ⅱ	24時間365日緊急の連絡や相談、緊急時の訪問依頼等に対応
特別管理加算	特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に算定 Ⅰ：気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 等 Ⅱ：在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理等を受けている状態 人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 等
長時間訪問看護加算	特別な管理が必要（特別管理加算Ⅰと特別管理加算Ⅱ）で、所要時間が1時間以上1時間半未満の訪問看護を行った後に、まだ訪問看護を行う場合であって、訪問看護を通算した時間が1時間半以上になる場合
複数名訪問看護加算	訪問看護において看護師1名での対応が困難で、複数名で訪問した場合
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者にターミナルケアを行なった場合
初回加算（Ⅰ）	病院、診療所等から退院した日に初めて訪問看護を利用する場合（新規）
初回加算（Ⅱ）	病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初めて訪問看護を行った場合（新規） 要支援者が、要介護者になった場合（要介護の方が要支援になった場合も適応） 過去2か月に訪問看護を利用していなかった場合
退院時共同指導加算	病院、診療所または介護老人保健施設又は介護医療院に入院する入所者が、退院または退所するにあたり、入院・入所施設の職員（医師・看護師、医師または看護師の指示を受けた准看護師）と、訪問看護ステーションの看護師が指導を行った場合

【健康保険をご利用の方】

サービス内容	訪問看護基本利用料（健康保険法に順ずる） ※ 掲載している金額は利用者負担金が1割の場合	概ね 30～60分（1回/日）		
訪問看護サービス	訪問看護基本療養費（1回/日の訪問時） 週3日まで：555円、週4日目以降：655円 訪問看護管理療養費・訪問看護管理療養費1 月の初日：767円、月の2日目以降：300円	老人医療	国民保険	健康保険
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）	健康保険証に準ずる割合	3割	本人3割 家族3割
		外泊時の訪問看護基本療養費 850円		

加 算	24時間対応体制加算（月1回加算） 同意：ある なし		652円
	特別管理加算（月1回加算）	特別管理加算Ⅰ	500円
		特別管理加算Ⅱ	250円
	退院時共同指導加算		800円
	特別管理指導加算		200円
	退院支援指導加算		600円
	退院支援指導加算（長時間）		840円
	在宅患者連携指導加算	（月1回限度）	300円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	（月2回限度）	200円
	訪問看護情報提供療養費1 同意：ある なし	（月1回限度）	150円
	訪問看護情報提供療養費3 同意：ある なし		150円
	訪問看護ターミナルケア療養費1 同意：ある なし		2500円
	難病等複数回訪問加算	1日に2回目の訪問の場合	450円
		1日に3回目の訪問の場合	800円
	緊急訪問看護加算（イ）	月14日目まで 1日につき	265円
	緊急訪問看護加算（ロ）	月15日目以降 1日につき	200円
	長時間訪問看護加算（90分超えた場合）	（週1回限度）	520円
	複数名訪問看護加算 同意：ある なし	（週1回限度）	450円
	看護・介護職員連携強化加算		250円
	早朝訪問看護加算（6時～8時）		210円
夜間訪問看護加算（18時～22時）		210円	
深夜訪問看護加算（22時～6時）		420円	
訪問看護医療DX情報活用加算	（月1回）	50円	
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	（月1回）	780円	

備考

- ※ ご利用料については、健康保険法に基づいた保険割合が利用者負担金となります。
- ※ 加算については、ご利用された内容に該当した場合に保険割合に応じた負担金があります。
- ※ 1回の訪問時に係るサービス内容およびサービス対応時間、主治医の指示のもと、ご利用者の身体状況を勘案したうえでサービス内容を計画し、ご利用者同意のうえ決定します。
- ※ ご利用対象となるサービスは、事業所が発行する訪問看護計画書およびサービス内容説明書に明記されたものが対象となります。
- ※ 特別指示書により介護保険の利用者が一定期間医療保険での訪問看護になることもあります。

【医療保険の加算】

24 時間対応体制加算	利用者又はその家族等に対して 24 時間の対応体制にある場合
特別管理加算	<p>特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に算定</p> <p>I：在宅悪性腫瘍患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 等</p> <p>II：在宅酸素指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理等受けている状態</p> <p>人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態</p> <p>在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 等</p>
退院時共同指導加算	病院、診療所または介護老人保健施設に入院する入所者が、退院または退所するにあたり、入院・入所施設の職員（医師・看護師、医師または看護師の指示を受けた准看護師）と、訪問看護ステーションの看護師が指導を行った場合
特別管理指導加算	退院後、特別な管理が必要な利用者に対して、退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算	退院日の訪問が必要と認められた利用者に対して、退院日に介入して在宅生活の指導を行った場合
退院支援指導加算 (長時間)	長時間の訪問を要する利用者に対して指導を行った場合、1回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師等がそれをふまえた療養上の指導を行った場合（利用者の同意）
在宅患者緊急時等カンファ レンス加算	関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合
訪問看護情報提供療養費 1	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、訪問看護ステーションが市町村に対して、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合

訪問看護情報提供療養費 3	入院又は入所する利用者について、訪問看護ステーションが医療機関に情報を提供した場合
訪問看護ターミナルケア療養費 1	在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上訪問看護を実施し、必要なターミナルケアを行った場合
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病の利用者等対して、必要に応じて 1 日に 2 回または 3 回以上訪問した場合
緊急訪問看護加算	利用者・家族等の求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者等に対し、訪問看護ステーションの看護師が、長時間にわたる訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算	訪問看護において看護師 1 名での対応が困難で、複数名で訪問した場合
看護・介護職員連携強化加算	たんの吸引の必要な利用者に対して、訪問介護事業所の訪問介護員等に、たんの吸引等の業務や緊急時の対応について助言した上で、業務の実施が確認できた場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する 計画的な管理を行った場合
特別訪問看護指示書	急性増悪および退院直後等により、頻回の訪問看護が必要と判断された場合。2 週間を限度（1 回/月）。ただし、気管カニューレを使用している状態にあるもの、真皮を超える褥瘡の状態にあるものは月 2 回まで可能（介護保険で介入していた場合は、医療保険となる）

【介護保険および健康保険対象外となるサービスご利用の場合】

全額実費負担（単位：円） 税別

永眠時のケア（ご希望時）	20,000円（平日営業時間内） 25,000円（土日祝・営業時間外）
自費での利用（外出・外泊支援等）	5,000円/時間 上限20,000円/日（平日営業時間内） 6,000円/時間 上限30,000円/日（土日祝・営業時間外）

8、緊急時等における対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、ご利用者の主治医または事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。緊急連絡先に連絡いたします。

9、事故発生時の対応

ご利用者が、安心して指定訪問看護サービスを受けられるよう、ご利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者の係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業所は、三井住友海上火災保険株式会社の訪問看護事業者賠償責任保険に加入しています。

10、虐待防止について

事業所は、ご利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止に係る責任者を置きます。

役職：管理者 氏名：小池 千也子

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催します。

(4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施します。

また事業所はサービス提供中に、虐待又は虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市へ通報します。

11、身体的拘束等の適正化について

事業所は、ご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。

12、感染症対策について

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3、業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

1 4、ハラスメントの防止について

事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境としています。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

1 5、苦情の受付について

事業所の相談または 苦情対応窓口	JCHO 下関医療センター附属 訪問看護ステーション 担当 小池 千也子（管理者・看護師） TEL/FAX：083（250）7116
	JCHO 下関医療センター 相談窓口 TEL：083（231）5811 苦情担当係または、院内設置の意見箱
	下関市役所福祉部介護保険課事業者係 TEL：083（231）1371 FAX：083（231）2743 住所：下関市南部町1番1号 受付日時： 8：30～17：15（土・日・祝日、年末年始を除く）
	山口県国民健康保険団体連合会 TEL：083（995）1010 FAX：083（934）3665 住所：山口市朝田1980番地7 国保会館 受付日時： 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

1 6、実習の受け入れについて

当事業所は、看護専門学校等の学生や病院看護師等の実習を受け入れています。ご都合をお伺いして、看護師と一緒に訪問させていただく場合があります。

当ステーションではご利用者の個人情報保護に全力で取り組んでいます

当ステーションでは、ご利用者の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出て下さい。

独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター

附属訪問看護ステーション

管理者 小池 千也子

当ステーションにおけるご利用者の個人情報の利用目的

1、訪問看護ステーションでの利用

- 1) ご利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- 2) 医療保険・介護保険請求等の事務
- 3) 会計・経理等の事務
- 4) 事故等の報告・連絡・相談
- 5) その他、ご利用者に係る事務所の管理運営業務

2、他の事業所等への情報提供

- 1) 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- 2) その他の業務委託
- 3) 家族等介護者への心身の状況説明
- 4) 医療保険・介護保険事務の委託
- 5) 審査支払機関へのレセプトの提出
- 6) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 7) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出
- 8) その他、ご利用者への医療保険事務に関する利用

3、その他の利用

- 1) 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 外部監査機関への情報提供
- 3) 学習実習への協力
- 4) 学会等への発表（原則、匿名化。匿名化が困難場合は、ご利用者の同意を得ます。）

付 記

- ※ 上記のうち、他の医療機関又は事業所等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当までお申し出てください。
- ※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ※ これらのお申し出は、いつでも撤回・変更等を行うことが可能です。

独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター附属訪問看護ステーション
個人情報保護に関する方針

独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター 附属訪問看護ステーションは、個人情報保護に関する法律を順守して、ご利用者の個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護方針を定めて実施します。

1、個人情報収集について

ご利用者の個人情報は適正な（診療・看護に関する範囲）取得に努めます。その他の目的に個人情報を利用する場合は、あらかじめお知らせし、了解を得た上で実施いたします。

2、個人情報の利用および提供について

ご利用者の個人情報の利用につきましては、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- 1) ご利用者の了解を得た場合
- 2) 人を鑑別あるいは特定できない状態に加工 1) して利用する場合
- 3) 法令により提供を要求された場合

法令の定める場合を除き、ご利用者の許可なく、その情報を第三者 2) に提供いたしません。

3、個人情報の適正管理について

ご利用者の個人情報については正確かつ最新の状態に保ち、漏洩、紛失、破壊、改ざん又はご利用者の個人情報への不正アクセスを防止することに努めます。問題発生時には速やかに対処いたします。従業者への個人情報保護に関する教育を徹底いたします。また、雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。

4、個人情報の確認・修正等について

ご利用者の個人情報についてご利用者が開示を求められた場合には、当ステーション併設の独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター「診療情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5、問い合わせの窓口

個人情報保護方針に関しての質問やご意見やご利用者の個人情報のお問い合わせは、下記担当者がお受けいたします。

相談窓口担当：ステーション管理者 小池 千也子

6、法令の遵守と個人情報保護のしくみの改善

個人情報の保護に関する法令、厚生労働省のガイドライン、医学関連分野の関連方針等の規範を遵守するとともに、見直しを適宜行い、個人情報保護のしくみの継続的な改善を図ります。

平成27年4月1日

- 1) 個人の名前のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしてもご利用者本人を特定できない状態にされること。
- 2) 第三者とは、本来の利用目的に該当しない、又はご利用者本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体又は個人をさす。※この方針は、ご利用者のみならず、当ステーションの職員およびステーションと関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に扱います。

訪問看護サービス内容説明書

2024年6月1日更新

1、サービスの内容

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター附属 訪問看護ステーションは、下記の日程で訪問看護サービスを提供します。

	月	火	水	木	金
午前					
午後					

(2) サービス内容については、別紙「訪問看護計画」に沿って提供します。

2、サービス提供者

(1) サービス提供責任者は次のとおりです。

責任者（保健師）1名 小池 千也子

(2) サービス提供スタッフは次のとおりです。

看護師：5名（管理者含む）

3、お支払いいただくご利用料金

(1) 介護保険（負担割合 1割の場合です 所得に応じて2～3割負担）

訪問看護費 314・471・823・1128 円/回

介護予防訪問看護費 303・451・794・1090 円/回

特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ） 500・250 円/月

緊急時訪問看護加算Ⅱ 574 円/月

初回加算（Ⅰ） 350 円/月

初回加算（Ⅱ） 300 円/月

退院時共同指導加算 600 円/月

※ その他、訪問時間や病状等により加算される場合があります。

(2) 医療保険（負担割合 1割の場合です 1～3割負担）

基本療養費（初日） 555 円 + 管理療養費 767 円

基本療養費（2日目～） 555 円 + 管理療養費 300 円

基本療養費（週の4日目～） 655 円 + 管理療養費 300 円

24時間対応体制加算（ロ） 652 円/月

特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ） 500・250 円/月

退院時共同指導加算 800 円/回

特別管理指導加算 200 円/回

退院支援指導加算（長時間） 600 円/回（840 円/回）

※ その他、訪問時間や病状等による加算される場合があります。

4、その他お願い

(1) 利用開始時、介護保険証や健康保険証等の確認をさせていただきます。

これらについて内容等に変化が生じた場合は、必ずお知らせください。